時・平成１８年２月１３日

於・農林水産省本館　４Ｆ第２特別会議室

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会

第五回食品リサイクル小委員会議事録

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第五回食品リサイクル小委員会議事録

時・平成１８年２月１３日

於・農林水産省本館　４Ｆ第２特別会議室

農林水産省

目　　次

ページ

１．開　　会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１．関連事業者等からの説明聴取・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

日本アグリ株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

加藤商事株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

株式会社橋本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

京都市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

環境省・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

１．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

１．閉　　会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

開　　会

○枝元食品産業企画課長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第５回食料・農業･農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会を開催させていただきます。

本日は、松田美夜子委員が御欠席でございます。

今回は、産業廃棄物及び一般廃棄物処理業者、地方公共団体の皆様からお話をお聞きすることとなっております。皆様方には、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、御紹介をさせていただきたいと思います。まず、日本アグリ株式会社代表取

締役、佐久間清敏様です。加藤商事株式会社工場長、岩崎和夫様でございます。株式会社橋本取締役営業部長、加納賢治様です。京都市環境局施設建設課担当係長、渡邊晋一郎様でございます。また、本日は、廃棄物処理法につきまして御説明いただくということで、環境省廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課の松澤課長補佐にお越しをいただいております。

それでは、配付資料を確認させていただきます。配付資料の一覧がございまして、その後、本日の議事次第、小委員会の名簿がございます。資料１といたしまして、本日御説明いただく「説明者一覧」、資料２といたしまして、各説明者の方々の概要がございます。あと、資料３－１が日本アグリ株式会社様の資料でございます。資料３－２、加藤商事株式会社様の資料でございます。資料３－３、株式会社橋本様の資料でございます。資料３－４といたしまして、京都市環境局の資料がございます。資料４といたしまして、環境省の資料がございます。よろしゅうございますでしょうか。

なお、お手元に参考資料といたしまして、委員の方々に御確認いただきました第３回食品リサイクル小委員会の議事録と、2 月 10 日に開催されました第２回飼料自給率向上戦略会議の資料を配付させていただいております。この自給率向上戦略会議につきましては農水省の畜産部が事務局となっておりますが、飼料作物の増産、食品残渣の飼料化というものが二本柱でございまして、食品リサイクルと深く関係してございます。現在の検証に当たりまして、このような動きとも連携を図っていくことが重要であろうということで、参考までに配付させていただいております。

では、資料の方、よろしゅうございますでしょうか。

では、牛久保座長よろしくお願いいたします。

関連事業者等からの説明聴取

○牛久保座長　こんにちは。先週、今週に引き続きまして、各委員にはお出かけいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまから議事に入ります。

本日は、廃棄物処理業及び地方自治体からリサイクルの取り組みや制度に対する御意見、御提言をお伺いすることといたします。

時間の都合上、御説明は 10 分、御説明いただいた後に意見交換は５分をめどとさせてい

ただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

この４名の方々の御説明と質疑を終えた後、内容的に極めて関連が深いと思われます廃棄物処理法と食品リサイクルについて環境省から御説明をお願いいたします。お越しいただいた説明の方々との個別の意見交換を終えまして、さらに時間がございましたら、総合的な意見交換を行いたいと思います。従前申し上げておりますけれども、時間内におさまり切れない御意見、御質問等がございましたら、机上にお配りいたしましたペーパーに質問等をお書きいただきまして、提出をいただければというふうに思っております。事務局を通じてそれを説明者にお渡しし、追って回答をいただくことといたします。いただいた回答は、委員全員にお知らせするほか、次回の小委員会で資料として配付をさせていただきたいというふうに思っております。

日本アグリ株式会社

○牛久保座長　それでは、まず初めに、日本アグリ株式会社代表取締役、佐久間様の方から、恐れ入りますがよろしくお願いしたいと思います。

○佐久間　日本アグリ株式会社の佐久間と申します。

当社は、栃木におきまして産業廃棄物のコンポスト、食品汚泥、残渣系統のコンポスト化事業を行っております。食品リサイクル法関係では、栃木の中では、再生利用事業者の登録を取得したのは多分私どもが一番早いというふうに思っておりますが、ただ、現実に当社においてリサイクル法関係がどういうふうに働いているかということを申しますと、かなり問題を抱えております。といいますのは、まず栃木の状況をお話しいたしますと、産業廃棄物関係でコンポスト化事業を行っている業者というのは 15～16 社ございます。この中で一般廃棄物の許可を持っている業者は１社もありません。といいますのは、御承知かと思いますが、一般廃棄物の場合、やや許可の取得が難しいところがございます。個別具体的な話としましては、要するに環境アセスメントを実施する必要があるとか、あるいは一般廃棄物というのは、すべての一般廃棄物のごみ処理施設が設置許可の対象なんですね。それで、なかなか許可の取得が難しいというようなことがございまして、実際には取れていない。

食品リサイクル法の対象の廃棄物というのはほとんど食品残渣でございますから、その中でも一廃廃棄物が大半でございます。そうしますと、どうしても業者に委託して処理す

るというような状況にないというのが栃木の実情でございます。これは、多分全国どこでも共通のことかと私の方では推察しております。

そういった中で、私どもが具体的に何をやっておるかということでございますけれども、産廃の日付が切れたようなハムであるとか、あるいはラーメンの日付が切れたものであるとかというものを袋から外しまして、そういったものを残渣系統で扱っているというのが実情でございまして、その比率といいますのは、実際の処理量、私どものインターネットの資料の後ろの方にちょっと書いてございますけれども、その中の数量のせいぜい３～４％ぐらいしかいってないんじゃないかと思います。

したがって、今後の当社の課題としては、各社に共通することではございますでしょうけれども、一般廃棄物の許可をどうしても取得しないと食品リサイクルの処理に対して貢献できないというような問題がございます。

また、日常の業務に関連いたしましてどういう問題がございますかというと、要するにあちこちで残渣系統のリサイクルというものが始まっていまして、私どもの方にそういう肥料を製造した業者から、引き取ってくださいという依頼がございます。これはほとんど製品化されたものの依頼でございまして、通常、我々コンポスト業者というものは、いわゆる汚泥とか残渣をお預かりしまして、これを発酵処理して減量化していくというのが仕事でございますので、できたものの引取先ではないという問題がございます。結局、非常に重要な問題といいますのは、製品の出荷先が今問題になっております。あちこちで肥料をつくっておられますし、例えば食品工場でみずから肥料化とかやっている工場等もございますけれども、こういう会社も出荷先で悩んでおるというのが実情でございます。

当社の場合、出荷先の大半は農家でございます。いわゆる大手レストランの農場であるとか、あるいは肥料製造業者の原料の一部として供給しているというようなことがございます。大半の農家に関して言えば、データベースをつくりまして一戸一戸の農家について管理しております。ここは例えばレタスをつくっているとか、ネギをつくっているとか。で、営業で回ったときに生育の状況等のチェックとか全部ヒアリングしまして、これをコンピューターの中に入れて、絶えず各農家さんの生育状況の管理等を行っております。約300～400農家ほど抱えております。県内と周辺の県も含んで、大体そのぐらいの数になるだろうと思います。

せっかく私ども産廃の実務を預かっている者が来ましたものですから、ぜひそういう実際の問題以外に制度上の問題を――ここには専門の方がおられますが、実は私、多分正確

には理解してないんじゃないかと。私が言うのはちょっとおこがましいことなんですが、ちょっとお話ししたいと思います。

産業廃棄物施設で同種のものに関しては一般廃棄物の届け出でいいと、廃棄物処理法の関係の政令で決まっております。一部、例えば破砕関係であるとかそういったものについては、そういう横の連絡で簡便な措置がとられております。コンポストについては、これはございません。なぜかと申しますと、ここに環境省の方もおられますけれども、コンポスト処理施設というのは産業廃棄物処理施設ではないんですね。いわゆる産業廃棄物処理施設というのは、多分法の 14 条か 15 条でしたけど、あの中で、これとこれとこれというふうに具体的に決められております。例えば破砕であれば、１日何トン以下であるとか以上であるかと裾切りがされております。ところがコンポスト施設につきましては、廃棄物処理法上の廃棄物処理施設として挙がっておりません。ですから、横の関係で、一廃の方に持っていこうかという発想が仮にあったとしても、一廃の処理施設ではないんですね。

ちょっとくどいような説明になりますが、これはどういう許可かというと、廃棄物処理法の許可というのは施設の許可、設置許可、それと業の許可なんですね。私どもの方のコンポストというのは業の許可で対応しています。業の許可の中に、こういう収集・運搬とか処理業とかいろいろありますけど、処理業の許可は分類すればどういうものがあるかというと、廃棄物処理法上の設置許可が必要なものと設置許可の対象にならないコンポスト等の業の許可がございます。ですから、私どもの方は業の許可なんですが、施設で類似のものは届け出でいいよといっても、これは施設じゃないものですから、絶対乗っかってこないんです。だから、これを業の許可という発想の中で、特に食品リサイクル法の絡みというのは、一般廃棄物のコンポスト化の運営ができる施設ではないと委託できないものですから、それを相互流通、交流させるためには、一般廃棄物の業の届け出という制度は、一般廃棄物には収集・運搬と施設についてもありますけれども、施設で対応するという関係では産廃との対応関係はないということをぜひもう一度法令を点検していただければ、きょう私がお話ししたことは御理解いただけると思いますので、精査していただければ幸いでございます。

そうした中で、実は私も旅館とか食堂とかの衛生関係の団体の食品リサイクル法のパンフレット作成の際の委員になって参加した経験があるんですけれども、そのところを強調したんですが、どうしても自己処理ということが中心で、専門の業者に再委託するという法的な環境が整備されていないということがネックになっているということをお話し申し

上げました。

それから、もう既に御承知の話ですから省略いたしますが、やはりリサイクルの中の課題というのは、家庭用の生ごみの処理が今後どれだけ肥料化とか飼料化とか――飼料化は多分無理でしょうけれども、推進できるかというのが課題であろうかと思います。ただ言えることは、いずれにしても肥料関係は既に供給過剰でございます。窒素過多とかいろいろ問題がありますけれども、就労農家の高齢化とかそういう問題で、こういった有機肥料を施肥して対応するというような環境には、大量に発生するこれらの有機肥料を使用する環境にはないのではないかということで、多分肥料化にはもはや限界があるのではないかというふうな日常業務を通しての印象を持っております。

あと、この２～３日前、ちょっと講義してくれということだったものですから、特段の準備はありませんけれども、もし質疑があれば、お受けしながらお答えしていきたいと思います。たまたま私、６時からまた地元の用事がございますものですから、この時間が応答させていただければ幸いでございます。以上でございます。

○牛久保座長　どうもありがとうございました。

先ほど御説明ございましたように、所用がおありのようで、質疑を終わりましたら御退席されますので、御質問等はこの時間を使ってお願いできればと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

どうぞ。

○青山委員　そちらの方で、一般廃棄物の収集・運搬の許可を宇都宮市で得ていますが、他市町で、収集・運搬業の許可を得て、この施設で処理するということはできるのでしょうか。やはり難しいのですか。

○佐久間　一般廃棄物の収集・運搬の許可は、いわゆる一般廃棄物の処分業の許可を取得することを予定して、先行して取っておいたものでございます。したがいまして、今の施設ではどうしてもできません。

今の現状をお話ししますと、許可上は、私どもは混合という名目で日量 144 トンの許可を有しておりますが、これは一般廃棄物についてです。それと、発酵に関しては 95 トン程度、これは県の行政指導により事前協議を終了しております。ところが、まだ一般廃棄物の業の許可の取得までいってないものですから、とりあえずことし３月、４月ごろを目途にいたしまして、５トン未満ということにつきましては、いわゆる一般廃棄物の処理施設ではないものですから、日量５トン以下でとりあえず取得しまして、本来の発酵の 95 トン

であるとか、あるいは混合の 144 トンであるとかという、本来の数字の一般廃棄物の許可の取得に向けて調整をしてまいりたいというふうに考えておるような状況です。

以上です。

○青山委員　もう少し教えてください。一般廃棄物の処理業許可は宇都宮市から、それと、河内町からですか、施設が所在しているところから受けていますね。

○佐久間　収集・運搬でございますね。

○青山委員　処理業の許可と許可登録で書いてありますが、これは……

○佐久間　処分業というものが、いわゆるコンポスト用の施設にかかるものです。

○青山委員　法律上は処分業と書いてありますね。法律上の収集・運搬の許可と処分業の許可となっている。ここで書いてある一般廃棄物の処理業許可というのは、何の許可を指しているのでしょうか。

○佐久間　これは収集・運搬の許可というふうに御理解いただければと思います。

○青山委員　河内町（かわちちょう）は、なぜ許可を出してくれないんですか。

○佐久間　御案内のとおり、ちょっと話が膨らみますけれども、例えば牛糞なんかの畜産農家の施設も私どもの施設と五十歩百歩の施設でございますけれども、なぜそれを産廃施設に使えないのかという問題と同じでございまして、やっぱりこの手の施設については、悪臭の苦情とか近隣の苦情が非常に大きいんですよ。したがいまして、産業廃棄物の方は知事の絡みなんですけれども、一般廃棄物というのは市町村の許認可になりまして、エリアが小さければ小さいほど苦情に対するプレッシャーが大きくて、幾ら必要な施設であっても市長がそれに的確に対応していただけないというような実情がございます。これは、そこにいらっしゃる石井委員も御存じのことかと思いますけれども、そういうことでございます。

○牛久保座長　ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間が参りましたので、どうもありがとうございました。

加藤商事株式会社

○牛久保座長　次に、加藤商事株式会社工場長、岩崎様の方から御説明よろしくお願いしたいと思います。

○岩崎　皆さん、初めまして、加藤商事株式会社の岩崎と申します。本日、このような場

をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、うちの方の会社概要につきましては、表紙の１枚目に載っているとおりですので、また後で御質問等がございましたらお受けしたいと思います。

まず、うちが取り組んでいる食品残渣リサイクルに関しましては乾燥処理というもので、主にコンビニエンスストアから出る廃棄のお弁当ですとか、あとは東村山市内にあります食堂、もしくは八百屋さんとか、そういう小さなところから集めてきたものを乾燥処理した後に、餌という形で売却しております。平成 14 年４月に、東村山市の方から一般廃棄物中間処理業という許可をいただきまして、平成 16 年 11 月に、能力アップということで一般廃棄物設置許可という形でいただきました。その後、今度は食品リサイクル法に基づきまして再生利用者登録という形で、この添付資料の中に登録証が載ってないんですけれども、一応 17 年 11 月 28 日付で許可の方をいただきました。今現状は、そういった形で多方面から結構当方に持ち込まれて、食品の残渣の乾燥処理をしているという形です。

うちの乾燥機は、発酵施設ですとかそういった形の手間がほとんどなく、食品残渣をそのまま乾燥機に入れて水分を飛ばし、その後、乾燥したものが出てくるという単純な機械なんですけれども、一番の問題点が、先ほど日本アグリ様もおっしゃっていたように、まず出先の問題。当社は今、イセ食品というところと手を組みましてこの事業を始めているものですから、そういうところへ鶏の餌もしくは豚の餌という形で売却をさせていただいています。ただ、出先がどうしても複数ではなく１本しかないものですから、そこから出たものが、例えば向こうの施設の方が、ちょっと機械が故障したので出荷を待ってくれるというような形になりますと、そこでうちの方の商品が滞ってしまうという形です。どうしてもうちのものが、先ほど申し上げたように乾燥処理したものですので、まだ塩分ですとか油分、そういったものが大量に含まれているものですから、そのまま直接豚等に給餌するわけにはいかないので、当然のことながら、第２工場によりまして成分調整をしていただき、または不足している栄養分を補給の上、農場へ運ばれるという形をとっています。

うちの方も、再生事業登録は一応飼料化という形で取りましたので、うちもお客様にいろんな御説明を申し上げた中で、100％というか、付随してくる廃プラとかそういったものは、当然うちの方でまた処理しなきゃならないんですけれども、食品残渣に関しましては、うちから出るものは廃棄物という観点で出すわけにはいきませんので、うちの乾燥機の中からどうしても餌に向かないもの、そういったものは堆肥化という形で、またうちのすぐ隣の埼玉県にある堆肥工場の方で、一応ミックス堆肥という形で、またこれも売却してお

ります。

ただ、うちの方が今問題として抱えているのが、再生事業者登録は飼料化という形で登録させていただいていますが、すべてが餌になるわけではないですし、やっぱりうちの機械も万能じゃないものですから、水分が非常に多いもの、またはめん類ですとか炭水化物、そういったもので乾燥機の中で結合してしまって、出てくるとすごく大きな粒になって出てきてしまうものとかいろんなものがあるわけです。そういったのをふるい機にかけてはじかれたもの、これはどうしても餌になりませんので、堆肥として出荷したいと考えております。関連して、再生利用登録を、飼料化だけじゃなく肥料化も取ろうという形で考えまして、このたび、農水省さんの方に御相談申し上げたところ、特殊肥料という形ではお受けできるけれども、特殊肥料にするに当たっては、発酵過程がないと受けられないという御説明がありました。では、普通肥料ではいかがですかという御説明を申し上げたところ、普通肥料でお受けできないことはないけれども、結局作物をつくる過程、１年間ぐらい試験を行って、うちからできた一次原料をある一定期間作物に与えて、出来具合とか見て、最終的にはその成分を見て決まりますと。これが大体１年近くかかりますということで、結局これをやって商品化にちゃんとなればいいんですけれども、それが例えば栄養価が足りないですとかいろんな部分で無理となると、そこの時点で登録が難しいという御説明がありました。

うちとしましても、ぜひともその辺のところをどうにか、乾燥製品であっても両方で使えるようになればよいと考えています。現在も、ミックス堆肥という形で鶏糞などとまぜて出荷させていただいています。かといって、これは７割・３割、３割ぐらいがそちらに行って、７割がまだ餌の方で一応出ているんですけれども、その辺のところがうまく許可的なものが取れれば、すごくまたこの先もやりやすくなってくるのじゃないかなと思います。

あと、コンビニエンスからの廃棄弁当に関しましても、うちの機械はめん類とかそういったものが非常に合わないというか、どうしても炭水化物状態問題が出まして、冷し中華ですとか何とかそばですとかお汁がついているものに関しましては、乾燥機の中に入ると、それが水分と一緒にまざって乾燥機の中でダマになってしまうんですね。そういったことから、うちの乾燥機もまだまだこれからいろいろ変えていかなきゃいけない部分もあるんですけれども、その辺のところで、肥料化と飼料化２本立てでどうにかいけるように今後も頑張っていきたいなと思っています。

あと、今うちの飼料の許可範囲が日量８トンという形になっていますが、今現状、まだうちに集まってくるのは日量２トン 500 から 300、この程度しか集まっていません。残りの部分はどう集めてくるかというと、一応産業廃棄物、動植物残渣の方の許可もいただいているんですが、東村山市内の家庭系生ごみリサイクルという形で今お話をいただいています。そちらが今月の 22 日の火曜日、この日から１つのマンションを対象にして、まだテスト的なんですけれども、そこの家庭系の生ごみを１週間、各家庭に専用の容器で集めて保管していただいて、１週間ごとにうちが取りに行く。それを乾燥処理したものをまた出荷していくというテストを行います。ことしの４月から本格的に全市民にアピールをして、その容器というものを補助金制度を設けて購入していただいた後に、東村山市は人口が大体 14 万人なんですけれども、この家庭を対象にしてやっていくということで、ある程度余力を今設けております。

今後出先に関しましては、またうちの方も粒を揃えたりとかいろんな課題は残っていますけれども、農水省、もしくは環境省の皆さんにはいろんな御相談を申し上げることもあるかと思いますけれども、食品リサイクルをむだ、むらのないようにやっていきたいと思いますので、今後とも頑張っていきたいと思います。下手な説明で申しわけございません。ありがとうございました。

○牛久保座長　ありがとうございました。

それでは、御質問ございましたらお願いしたいと思います。

どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員　非常に興味深い取り組みかなと思いまして拝聴させていただきました。

産業廃棄物処理業の許可もお持ちのようですが、現在お取り扱いされているのは一般廃棄物のみということですよね。

○岩崎　産業廃棄物の方も動植物残渣という形で、一応日量８トンの許可はいただいております。

○伊藤委員　再度確認ですが、実際持ち込まれているのは、今のところは一般廃というか、産廃の部分はないと考えてよろしいんですか。

○岩崎　今は一般廃棄物のみです。

○伊藤　それで１つお聞きしたいのが、家庭系を今後マンションを対象にやられるということで、何か制約といいますか、こういうふうに分別してくださいとか、これは入れないでくださいとか、何か約束というのは取り決められているんでしょうか。

○岩崎　家庭系から出る生ごみというのはほとんど大丈夫なんですけれども、まず貝殻、アサリですとかサザエ――というのは余り食べないと思いますけれども、そういった貝殻のかたい部分、あとはトウモロコシの芯ですとか、そういったものは極力というか、まず入れないでほしいという内容の一覧に入っています。

○牛久保座長　では、藤田委員よろしくお願いします。

○藤田委員　質問なんですけれども、コンビニの廃棄弁当などは、容器と一緒に捨てた状態のを、御社の包装分別機というのが生ごみと容器にうまいこと分別してくれるということなんでしょうか。

　それから家庭の方も、先ほどのお話ですと、１つのマンションで専用容器を設けて、生ごみだけを皆さんが入れるような形をとるのかなと思えたんですけれども、今後、14 万人分の東村山市全体に広めていった場合、生ごみだけを出してもらう日を決めるのか、それとも、いわゆる一般の可燃ごみの袋から生ごみの分を分別するような包装分別機などを入れて、そこの部分の分別もするのかどうかというところをわかっている範囲で教えてください。

○岩崎　まず、１点目の廃棄のお弁当に関しましては、容器包装分別機に入れると、自然的にこの機械の中で、風力と比重を利用して、容器が風で飛んで隣の層へ、重いものは下に落ちるという単純な分け方になります。当然ながら、細かく砕かれた廃プラはこの原料の中に入ってしまうんですけれども、最終的にフレコンパックに詰める手前で震動ふるい機ではじかれるようになっていますので、若干の細かなプラスチックはまず乾燥機の中には入ってしまいます。ただ、乾燥機の中の温度が 160℃弱ですので、プラスチックが溶けてなくなるとかいうほどではなく、単純な機械ですので、とりあえずその程度で分けております。具体的には、保管された乾燥した製品の中に廃プラ等ですとか不純物は 98%までは入らないようになっております。若干入ってしまうとなると、ようじとかそういったのが、縦に震動ふるい機の網を通過して入ってしまったりということがまれにありますけれども、廃プラ系統というのがごそっと入るようなことはございません。

　もう１点が家庭系生ごみ、これは一応今専用容器というのが 10 リットルのポリバケツ。これが特殊な素材でできているそうで、まずは入れてもなかなか腐らないという素材でできている容器だそうです。私もこれをやるときに、どういうふうに集めるかという話から進めさせていただいたんですけれども、まず一番最初に腐るのが水だろうと。これはごみの回収のときから、水切りをしましょうということは収集・運搬業者の方はよく市民の方

にもお願いしていたと思うんですけれども、まず水を十分切っていただく、これでまず腐敗というのは半分以上防げると思います。それを専用容器に１週間分ためていただいて、１人当たりが出す１日の量が大体 0.23 キログラムというふうな形で東村山市さんの方で統計が出ているんですけれども、それを１週間分ためていただく。それを毎週水曜日とか曜日を決めて、例えば何々町の何ブロックというブロック単位に、10 軒ぐらいずつ１つの場所に決めていただいて、そこに行くと 10 軒分集まっているという形でうちの回収車が回っていく。それで、あとは専用のうちの容器に、各家庭が出された容器から移しかえて、その容器はまたその場に置いてくるという形をとります。ですから、容器を持ってくる、回収する、洗うという方法は、すべて市民の方にやっていただくという形です。

住民は先ほど 14 万人と言いましたけれども、一応 5,000 世帯ぐらいが参加するのではなかろうかという形で、14 万人の人口の世帯がすべてうちに来ると、日量８トンを超えてしまうんです。ですから、その辺のところは、もしうちができないときには、また他の施設を御紹介していくという形ですけれども、まだまだ始まったばかり。１つのマンションでまだ数軒しかテスト的に参加――そのテストにも参加していただける家庭が少ない状態ですので、今後まだまだ東村山市さんとは話を詰めて、市民の方がもっと取り組みやすくわかりやすいシステムにしていかなきゃならないかなと思っております。

以上です。

○牛久保座長　どうぞ。

○百瀬委員　「食品リサイクル」を目的とした処理施設が一般廃棄物の中間処理業の資格をお取りになったということで、これは非常に画期的な、私としてはすごいなという感想です。市との協議のときには、「一般廃棄物を収集し、リサイクルしている」ということでされているのですか。そうすると、それは「一般廃棄物の処理」なのか、それとも「再生資源によるリサイクル」なのでしょうか。私は複数の自治体の担当の方と、「廃棄物処理」か「リサイクル」かを討議したのですが、お互いに明確にできずにいます。

そのあたり、東村山市にどのように御理解いただいたのかをお聞きしたいのですが。

○岩崎　まず、うちはかなり昔から、この会社概要を見ていただければわかりますように、東村山市のし尿の委託から始まり、ごみの収集・運搬という形で東村山市の委託業をやらせていただいています。その中で東村山市は、これは東村山市に限らずどの市の方もそうだと思うんですけれども、脱埋め立て、脱焼却という形で、あと、処理場の分散化というのをごみ処理計画の中でもうたっておりました。その中で、東村山市はまだその時点では

一つも一般廃棄物の処分業の許可を持っている業者さんはいらっしゃらなくて、うちの方で、ぜひとも東村山市さんのごみ処理計画の中にある脱焼却、脱埋め立て、処理場の分散化という形で貢献したく施設をつくりますという形で、まず５トン未満でいただきました。５トン未満でいただいても、東村山市の例えば給食の残りの残渣物ですとか、今言っている家庭系の生ごみですとかそういったものもやらせていただく中で、また事業としてやっていく中で、やっぱり事業系のものも多数入れていかなきゃならないというのが現実です。

その中で、再利用事業者登録という形で東村山市以外のものも入れさせていただく中で、東村山市さんのも十分貢献いたしますという形でコンビニエンスストア、今うちは 100 店舗ぐらいやらせていただいているんですけれども、それが市内に全部 100 店舗あるわけではないので、近隣の市町村、そういったところから集めてきたものを再利用事業者登録という形で集めさせていただいて、残りの約４トンぐらいの容量を家庭系生ごみとしてやらせていただきますという形で御説明申し上げました。その中で、どうしても市町村もまだ始まる事業の第一歩ですので、どのぐらい東村山市の市民の方に御協力を願えるのか、どれだけ理解をいただけるのかということがなかなかまだ皆目検討つかず、私も住民説明会というのにも出席させていただいたんですけれども、まだまだ市民の方には、リサイクルに協力するのに何で容器を買わなきゃいけないのかとか、そういったいろんな厳しい質問がかなり飛び交っていました。

その中で、本来はテスト的に 500 世帯を目的にやるはずだったのが、結局１つのマンションにとどまざるを得なかったというのが現状です。ですから、これを今度ことしの４月、18 年度からはいかにふやしていくか、いかにうちの方のリサイクルということを理解していただくかというのが一番の問題だと思いますので、うちの方とすると、一般廃棄物の処理業をいただいたということだけでもかなり重要なことなんですけれども、東村山市さんにまず第一に貢献するためにつくった施設ということだけは、かなり強くお願いしてまいりました。

○牛久保座長　時間が参りましたので、また後の、残りの時間で御質問等お願いできればと思います。先に進めさせていただきます。

株式会社橋本

○牛久保座長　それでは、株式会社橋本取締役営業部長、加納様の方からよろしくお願い

します。

○加納　岐阜県の方から参りました株式会社橋本と申します。

当社の方は、「有限責任中間法人循環型資源再生利用ネットワーク」という非常に長い名前の中間法人を 51 社でつくりまして、今 51 社ですが、当初は 15 社で始めまして、非常に長い名前でみんなが覚えられないということで、「しげんさいせいネット」という簡単な名前にしました。きょう、私も朝、パンを食べてきたのですが、そのパンが有効利用になるというような取り組みでございます。

まず、「しげんさいせいネット」の目的ですが、この法人は循環資源、特に廃棄物の中で再資源化して有効活用できるものという限定のもとで、この「しげんさいせいネット」が始まりました。と申しますのは、発足当時、廃掃法の問題がございまして、廃棄物か有価物かの問題がかなり論議になりまして、その中で、廃棄物を運ぶことはやめようということで、あくまでも資源として活用できるものに限っての回収が始まりました。

次の方ですが、循環システムへの取り組みについてなんですが、その「しげんさいせいネット」では、パン工場での焼きむらのあるパン、麺工場での量目不足によるめん。例えば一度あったのが、年末、年越しそばが 5,000 食廃棄になったという例がございました。これは塩素で殺菌するときに、少し臭いということでメーカー側が廃棄をしますということで、5,000 食の廃棄がありました。そのほかは、牛乳などの未使用食品などが主に挙がっております。

こういったものをリキッドフィーディング方式。ここに志澤さんがみえますが、そこの会社でももう取り組んでみえますが、液化の飼料をつくって給餌システムというものをやりました。この資源のリサイクル化、飼料の低コスト化のメリットがいろいろ出てきましたので、非常にいい取り組みになってきております。そこの写真はリキッドフィーディングシステムの建物の写真でして、ここにパンのようなものを入れ込む施設になっております。

そこで、バイプロということがございます。次のページですが、「バイプロ」という言葉がありまして、「しげんさいせいネット」では、廃棄物と呼ばずに「バイプロ」という名前をつけまして、パイプロダクトという食品工場から出る未使用食品及び未利用食品に限定しまして、「バイプロ」という名前で運んでおります。このリキッドフィーディングシステムの利用により、一気にこのパイプロが注目されておりまして、特に食品リサイクル法の動向により、いきなり我々も取扱量がふえてきております。今、月間で我々の会社で 300

トン、「しげんさいせいネット」のみで月間 1,000 トンのバイプロが今豚の餌として動いております。

このバイプロの取り組みですが、オランダとかドイツでは非常に普及しておりまして、バイプロを専属でつくる会社があるぐらいになっております。日本ではまだまだ取り組みが少ないですが、徐々にふえてきております。

次のページを見ていただいて、「リキッドフィーディング」という言葉があります。これは、通常の豚にはトウモロコシ等の乾燥原料を用いたアメリカ型のステップフィーディングというものをやっているのですが、リキッドフィーディングというものに切りかえました。バイプロ、今言った未使用食品プラス、トウモロコシにビタミンなどの微量元素を加えたベースミックスというものを液状で混合しまして、液体のマルチフーズの飼料をつくるという状況です。

次のページを見ていただいて、現在取り扱われているバイプロの飼料ですが、今我々が運んでいるものは、小麦粉、米、パン、めん、お菓子、液状の生地、これはバームクーヘンをつくるものの前の液状のものです。それから卵製品、これは卵がまるまる１日に 500 キロぐらい出てきます。次に乳製品、ジュース、おから、食酢、あとはフライドポテトなども有効利用できます。いずれも我々毎日運んでおりまして、腐る前に運ぶ。しかも冷凍車で運んでおりますので非常に品質管理が安定しておりまして、大いに利活用されております。

次のページを見ていただいて、リキッドフィーディングのメリットですが、非常に健康な豚になります。それと、肉質が向上します。これは、括弧して「おいしいよ！」と書いてあるんですが、非常においしいです。一度食べたらやめられないというぐらい、カルビーのポテトチップスみたいな感じになっちゃう、そのぐらいおいしいです。私も信じられなかったぐらい、子どもがパクパク食べまして、本当にいいものができているという実感がありました。

そのほかには、循環型の農業の構築やバイプロ利用による飼料の低減とか、糞尿の量が減少、ほこりが減りまして、豚が気管支炎にならないようなメリット。糞尿の方も臭いが減りまして、かなり臭気の問題も良くなっています。それから、無段階給与によるストレスの低減ということで、ストレスというのは、豚は粉で与えますと、強い豚がどんどん食べまして、弱い豚は全然食べられない状況になるんですが、液体で与えますので、どんな豚でもたくさん食べられるということで、非常に生育がいいということもあります。それ

から、酸に弱い悪性細菌の発生を防御できるということです。これはｐＨ４ぐらいで保管しておきますので、そういった関係で細菌の発生の防御にもなります。

次に、写真を見ていただきますと、現実にどういう取り組みかというのがよくわかると思います。左側に「液体原料投入」というのがございまして、ここからタンクローリーに入れた牛乳やコカコーラのようなものが直接入ります。その入ったものは、液体サイロという８０トンほどのサイロに一旦保存をします。そして、下の方の「液体原料の投入」という、「攪拌された原料」というタンクに入れます。そのほかパンやうどんのようなものは固形原料としまして、先ほど最初にあった工場の中の投入口に入れまして、それも一緒にまぜて、攪拌された原料として出来上がります。

次のページを見ていただきますと、今度は攪拌された原料をパイプで運びまして、メーンキッチンという製品スープ製造用のミキシングタンクに入れます。ここでｐＨ等を調整しまして、製品スープの保管サイロに入れます。これが一つの製品となります。例えばパンスープ、おからスープ、麺スープというような、それぞれの成分がわかっているものがタンクの中にためられていきます。

次のページを見ていただきますと、そのためられた製品スープを保管サイロから、これだけですと栄養分が足りませんので、先ほど言ったトウモロコシに例えばビタミンのようなものを加えたものを配合しまして、今度サブキッチンというキッチンに入れます。ここでまたミキシングされまして、この制御はすべてコンピューターによって制御されます。例えばパンスープならパンスープの成分の分析表がコンピューターに入っておりまして、例えば子豚にはこのぐらいの栄養源を与える、大きくなった豚にはこのぐらいの栄養源を与えるというものがすべてコンピューター化されておりまして、それで完成されたリキッドが豚の方に与えられていくということになります。

次のページを見ていただいて、我々が取り組んでみて非常に効率のいいものですけれど、課題がないかというと、そうではないんです。まず、技術上の問題点としましては、食品製造業、食品卸売業などの多量に均質の成分のバイプロが発生するというところは非常に良いのですが、食品小売業とか外食産業などの少量分散型の均質性の低下のあるところや異物のあるところにつきましては、非常に向かないという欠点がございます。

次に、おからなどのリノール酸の多いものに関しましては、リノール酸を食べさせますと豚の肉の色が変わりまして、非常に見た目の肉色が黒い豚になるということで、それも使用量に制限があります。ですから、物によっては、このように使用量に制限のあるもの

もございます。

次に、経済上の問題点としましては、野菜くずなどの繊維質と水分が多いようなものというのは、餌の価値が非常に少なくて値段がつかないという状況があります。ほとんど水分という状況ですので。こういったものを運びますと、運賃の方が高くなりまして買い取りの料金の方が安くなるということで、廃棄物処理法上の問題も出てくるということがあります。

次に、制度上の問題点としまして、これは今までもずっと出ていますが、一般廃棄物を取扱うとしますと越境ができないという問題や、実は一般廃棄物の焼却処理というのは市町村が安い手数料でやっておりまして、どうしても市町村の方が安いからそっちへ行くよという流れがいまだにあります。それと、施設をつくろうとしても住民同意が得られないという問題もあります。特に住民同意につきましては、我々が３年前、バイオガスの施設をつくるということで地元住民に説明会をやった途端に反対がありまして、いきなり白紙撤回ということがありました。

次のページを見ていただいて、現行食品リサイクル法に対する要望としまして、まず、食品小売業、外食産業などの少量分散型のところにつきましては、まだ 20%がクリアできないという外食産業もたくさんあります。したがって、もう少しこれを待っていただけると、インフラがそろってからでもできると思います。ただ、20%は無理な再生利用率ではありませんので、必ずやれるというふうには思っております。

次に、施設をつくろうとしても住民同意が得られないので、ここが今一番問題になっております。実はこの辺をもう少し詳しく話をしますと、昨年、廃掃法の見直しの審議会が行われたということは皆さん御存じかと思いますが、この中で廃棄物の定義というものが問題になりました。食品のリサイクルできるものは廃棄物の枠から外して、廃棄物じゃないようにしてくれというような希望をするところもありましたけれど、環境省としましても、あくまでも廃棄物という考えの中で、それが不法投棄されたりすると非常にまずいという考えの中で、食品リサイクル法よりもまず廃棄物だと。やるのであれば、廃棄物処理施設の処理業の許可や設置届けを取ってやればいいじゃないかというような話の中で、食品リサイクル法の関係と廃棄物処理法の関係が綱引きをしているという状況がありました。

でも、我々は現実に今バイオガスの関係で取り組みをしようと思っていますが、問題となるのは住民の同意です。その中で特に問題になるのは臭いと騒音。この問題さえクリアできれば、ほとんど住民としては納得していただけると思います、建設したときに、今悪

い業者さんもたくさんみえますので、それが信用できないということで、住民の同意がとれないということが非常に問題になっております。

ここでちょっと強く希望したいことは、臭いと騒音の問題というのは、例えば施設の構造基準を設けて、厳しい構造基準の中であれば、住民説明会で建設ができるようにしていただきたい。ただし、臭いと騒音の問題が生じたら、すぐ施設の稼働を県、市町村が止めるというような厳しい措置の中で、運営されれば良いと考えます。

廃棄物か否かの議論ではなく、一番問題は住民感情というところだと思います。

次のページを見ていただきまして、当社は、今リキッドフィーディングだけではどうしてもできない外食産業や食品小売業などを対象にしまして、メタンガスを精製して車の燃料にする予定で、岐阜県のある市と協力をしまして、今その建設に向かって検討をしております。市の方も、一般廃棄物の処理施設の許可を出すよ、処理業の許可を出すよと理解しておりますので、あとは住民問題というところまで行っております。これが新たな取り組みになるといいと思っております。

以上です。

○牛久保座長　どうも御説明ありがとうございました。

では、ただいまの御説明でご質問などございましたら。どうぞ、石井委員よろしくお願いします。

○石井（邦）委員　すばらしいシステムを紹介していただきまして、ありがとうございました。

このリキッド飼料を使う養豚場といいますか、そこまでの平均的な距離を知らせてほしいということと、我々は、都心というかこういう首都圏でやった場合、どうしても遠隔地になりますので、それに対する滅菌や日もちをさせるような方法が何かあるかどうかを、差し支えない範囲で教えてほしい、お願いします。

○加納　我々の会社から、今ロッセ農場という岐阜県の農場に運んでおりますが、そこまでの距離は片道 150 キロです。朝出まして、夕方までには帰ってきております。ただ、排出側から見ますと 200 キロほどはありますので、排出元から見ると 200 キロぐらい走っております。

それと、遠隔地ということで滅菌や日もちという問題がございます。実は夏場におからを運んでおるんですが、すぐ腐るものでございます。それにつきましては、今食酢がございまして、これは地元の業者さんから食酢の廃棄が出てきていまして、食酢をかけており

ます。そうすると、寿司飯じゃないですけど、おから酢になって、これが案外もちまして、１日か２日の輸送であればもちます。

それから、リキッドフィーディングした後は蟻酸を使いましてｐＨ４にしておりますので、牛乳ですと１週間以上はもつというふうに思います。我々も今、実は自分のところの会社でリキッドフィーディングをつくって、それを運ぼうという計画も立てておりまして、パンですと軽いですので、そういったものをリキッドにしてしまって運ぶと。そのかわり、農場側には少し高い値段で買ってもらうというようなシステムを考えております。

以上です。

○牛久保座長　ほかにございますか。

はい。

○山口委員　ありがとうございました。

今ずっとお話を聞かせていただいて、集荷されている対象がほとんど単一で大量にバイプロとして出てくるものだということと、それから、私の理解が間違ってないかどうか確認なんですけれども、ほとんどこれは基本的には廃棄物の処理ではなくて、いわゆるバイプロとして有価で引き取ってリキッドフィーディングに向けての原料にされていると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○加納　今手元にも値段表があるんですが、現実には、すべてのものについて値段がついております。例えば食パンですと、キロ 13 円ほどで購入していただいております。したがって、みんな有価物という扱いをしております。ただ、運賃が反対にかかってしまうこともございまして、運賃の方が多くかかって買い取りの方が安いということもあります。これにつきましては、環境省の方から出ております製造業として営んでいるという文面がありましたので、それをもとに県の方に確認しまして、県の方がいいということで、青ナンバーで道路運送法の事業で運んで、向こうには有価物で買っていただくと。お金はすべて排出側にお返しするシステムをとっています。

○牛久保座長　時間の関係で、後で総括的な質問のところでお願いできればと思います。

どうもありがとうございました。

以上、廃棄物処理業者の方々にお話を伺いました。

京都市

○牛久保座長　続きまして、地方自治体ということで、優良事例的な意味合いも含めて先進的なことをやられています京都市環境局施設建設課担当係長の渡邊様の方から、御説明をよろしくお願いしたいと思います。

○渡邊　京都市環境局の渡邊でございます。京都市におけますバイオマス、特に生ごみ等の利活用の取り組みについて御紹介をさせていただきます。

表紙をお開きください。京都市では、平成 15 年 12 月に「京都市循環型社会推進基本計画」というのを策定いたしました。従来のごみ処理中心の施策から、ごみをコントロールする施策への転換を図るということで、ここに掲げております３つの重点目標。１つ目が上流対策、ごみそのものを発生させない仕組みづくり、さらに経済性にも配慮しました分別・リサイクル機会の拡大を図りますとともに、安全・安心、効率的な施設整備を推進する、また資源循環に向けたバイオマスの活用という、こういった３つの重点目標を掲げております。

３ページをお開きください。平成 27 年度を計画の目標年度に定めまして、平成 13 年度ベースと比べまして、京都市が処理・処分をいたしますごみの量を 25%削減するという数値目標を掲げております。

４ページをお開きください。京都市の背景について書いております。京都市は、御承知のようにＣＯＰ３開催都市でして、昨年の４月に「京都市地球温暖化対策条例」を全国に先駆けまして策定をいたしました。これによりますと、2010 年までに 1990 年比で約 10%、80 万トンのCO_2を削減するという高い目標を掲げております。さらに京都市は、御承知のように４分の３が農地でありまして、間伐材や剪定枝などの未利用のバイオマスが非常に多いということと、さらに国際観光都市でありまして、外食産業に伴います生ごみや廃食用油などの廃棄物系バイオマスが多いという状況になっております。

５ページをお開きください。これは、京都市の一般廃棄物の物理的組成をお示ししたものでございます。家庭系ごみ、事業系ごみ、いずれを見ましても、厨芥類プラス紙類でおよそ全体の 70%ほどを占めているというのがおわかりいただけるかと思います。

６ページをお開きください。これは、京都市のこれまでのバイオマスの利用状況・取り組みをお示ししたものでございます。剪定枝のコンポスト化を初めといたしまして、平成 11 年度から約３年間にわたりまして、事業系の食品廃棄物を対象といたしまして、日量３トンのバイオガス化技術実証研究プラントを立ち上げております。また平成 15 年からは、このバイオガス化技術実証研究プラントを使いまして、従来石油由来の発泡スチロール性

の魚箱、トロ箱を生分解性のプラスチックに切りかえてバイオガス化をするという実証研究を行っております。これは、農水省さんの方の「バイオマス利活用フロンティア推進事業」として補助金をちょうだいしたものでございます。

また、廃食用油のバイオディーゼル燃料化ということで、平成16年度に施設を建設いたしました。この事業に対しましては、平成16年度にバイオマス利活用優良表彰で農林水産大臣賞をちょうだいしております。

７ページをごらんください。廃食用油のバイオディーゼル燃料化事業の写真をお示ししております。この事業では年間約150万リットルのバイオディーゼルを生産しておりまして、精製しましたバイオディーゼル燃料は、京都市内で走っておりますすべてのごみ収集車両、それと市バスの一部車両に用いることによりまして、年間約4,000トンのＣＯ2削減に寄与しております。

８ページをごらんください。バイオディーゼル燃料化事業の意義について簡単にお示ししております。このページの右の上の方に５つほど丸でお示ししておりますけれども、化石燃料の消費削減、あるいはＣＯ2排出削減に貢献する、また自動車排ガスのクリーン化、こういったものに貢献するとともに、また生きた環境教育、あるいは地域コミュニティの活性化、こういった一石五鳥の効果があるのではないかというふうに考えております。

続きまして、９ページをごらんください。これは事業者のごみ減量を促す取り組みといたしまして、先ほど御紹介しました「京都市循環型社会推進基本計画」の中に民間施設の整備誘導や市施設への受け入れ等の可能性について検討していくというふうにしておりまして、現在、事業系ごみ中の食品廃棄物につきましては、下にお示ししております２つの民間業者を再資源化施設として位置づけております。いずれも京都市域外にございます施設でして、エコの森京都、カンポリサイクルプラザ、これは写真に「京丹後市」となっておりますけれども、「南丹市」の間違いでございます。南丹市です。

次に、10ページをお開きください。京都魚あらリサイクルセンターについてです。京都市内の卸売市場や鮮魚店等から排出されます魚あら、いわゆる魚腸骨を適正に処理、再資源化することを目的といたしまして、平成８年に設立したものでございます。これにつきましては、現在この施設は化製場として位置づけられておりますけれども、平成18年から19年度にかけまして、施設の老朽化に伴い一般廃棄物処理施設として現地で建てかえをすることとしております。これにつきましては、環境省さんの方から交付金をちょうだいしております。

11ページをごらんください。これが現在の京都魚あらリサイクルセンターでの処理の流れを簡単にお示ししたものでございます。処理は日量最大で 35 トン、15 年度の実績で約 7,703 トン処理しております。処理方式はクック・アンド・ドライ方式でございます。新しく建てかえる設備につきましても、これと同程度、日量 33 トンのものを整備していきたいというふうに考えております。

続きまして、12ページをごらんください。これが、先ほど御紹介をいたしました平成 11 年度から約３年間実証研究を実施いたしました「バイオガス化技術実証研究プラント」を御紹介したものでございます。方式は、高温・乾式のコンポガス方式。ここの写真にお示ししておりますようなホテル厨芥、市場ごみ、草木類、主に事業系のごみを中心に実証研究を実施いたしました。

次の 13ページに、この実証研究のプラントのフローの概略をお示ししております。時間の関係で省略させていただきますが、この施設では、ごみ１トン当たりおおむね最大 200 立米程度のバイオガスを安定的に回収できることが確認をされております。

続きまして、14ページをごらんください。この今御紹介しました「バイオガス化技術実証研究プラント」を使いまして、平成 17 年度、今年度から新たに都市ごみ、廃グリセリンから水素ガスを生成する研究というのに着手しております。これは都市ごみ、いわゆる京都市のごみはプラスチックなどの雑多なごみがまじったものでございますが、こういった家庭ごみを機械で前処理、選別をいたしまして、バイオマスリッチな状況に選別をした上で、先ほどの実証研究プラントへ投入をする。あるいは、先ほど御紹介しました廃食用油燃料化施設から廃棄物として廃グリセリンが発生いたしますが、この廃グリセリンにつきましても、このプラントでバイオガス化をするという、こういった実験に取り組んでおります。また 18 年度からは、京都市役所の庁舎から出てまいります厨芥類の全量を、このバイオガス化のプラントでバイオガス化することとしております。

次の 15ページに、この実証研究の大まかな流れをお示ししております。右の上の四角をごらんいただけますでしょうか。今回の実証研究の大きな特徴といたしましては、発生したバイオガスを、従来ですとガスエンジンで発電をするという一般的な利用形態でありましたものを、今回はメタンガスから硫黄分などの微量物質を除去した後、水素ガスに改質をいたしまして燃料電池で発電をするといった取り組みをしていきたいというふうに考えております。

次の 16ページをごらんください。これはもう既に御承知のことと思いますが、燃料電池

につきましては水素と酸素を反応させて電気をつくるということで、当然燃焼反応を伴いませんので、非常に環境にやさしく発電が高効率であるという特徴がございます。こういったバイオマスから水素を生成して燃料電池で発電することによりまして、脱温暖化に大きく貢献できるのではないかというふうに考えております。

次の 17 ページは、家庭ごみから水素を生成して発電等に利用するまでをイメージ図でお示しをしたものでございます。

次の 18 ページをごらんください。今後の取り組みでございますが、京都市で発生いたします一般廃棄物中のバイオマスから水素ガスを生成いたしましてエネルギー回収を行うことによりまして、従来焼却していたものをバイオガス化することによりまして焼却ごみ大幅削減に寄与することができる、あるいは環境にやさしいエネルギーを確保すると同時に、温室効果ガス排出量の削減に寄与するものというふうに考えております。このページの一番下に「施設の整備等」ということで、平成 25 年度には、間もなく耐用年限を迎えようとしております南部クリーンセンター第二工場、これは清掃工場でございますが、これの建てかえに際しまして、バイオガス化施設を併設いたしまして、ここでの水素生成を目指したいというふうに考えております。

次のページをごらんください。これが本市のクリーンセンターの配置の概略をお示ししたものでございます。平成 16 年度、この地図の下の方に南部クリーンセンター第二工場というのがございますが、この施設が平成 18 年度中に耐用年限を迎えまして、間もなく建てかえの工事に着手をいたしまして、24 年度末には竣工したいと考えております。

この南部クリーンセンター第二工場の特色として挙げておりますのが次の 20 ページでございます。家庭系厨芥類のバイオガス化施設の併設ということで、ただ単に焼却をするというだけではなくて、家庭系の厨芥類からバイオガスを発生させるといった取り組みを特色として挙げております。この取り組みにつきましては、これも環境省さんの方から高効率原燃料回収施設、これは 18 年度から名称が変わりましたので、多分我々京都市が最初で最後といいますか、交付金をちょうだいしております事業でございます。

次の 21 ページをごらんください。これが建てかえをいたします南部クリーンセンターの事業の概要をお示ししたものでございます。焼却施設、選別資源化施設、これは大型ごみを破砕して資源を回収するという施設でございます。さらにバイオガス化施設、こういった３つのものを複合化いたします。バイオガス化施設を併設することによりまして、すべて焼却をする場合と比較をいたしますと、年間約 2,500 トン程度のCO_2を削減すること

ができるものと見込んでおります。

最後になりましたが22ページ、これはバイオマスの利活用を進めるために、京都市の取り組みといたしまして、事業者のごみ減量化を促す取り組みを３つほど書かせていただいております。当然自治体といたしまして、積極的な情報提供、支援策を講じる必要があるということと、経済的なインセンティブ方策を検討する必要があるということ。それから、先ほども申しましたように民間施設の整備誘導、あるいは市施設への受け入れ等の可能性について積極的に検討していく必要があろうかというふうに考えております。

ちょっと時間が超過いたしましたが、以上でございます。

○牛久保座長　ありがとうございました。

では、ただいまの御説明に何か御質問ございましたら。

どうぞ、百瀬委員お願いします。

○百瀬委員　私どもはチェーンストア協会と申しまして、スーパーマーケットを複数店舗で展開している事業者の集まりですが、京都市さんでは、そういった食品残渣が１日に500キロ程度出るような一般小売業や外食産業に対しても、家庭の一般廃棄物、食品残渣と同じように、今後、リサイクル計画の中に組み込んでいっていただけるのでしょうか。

○渡邊　基本的に家庭系ごみを対象としたバイオガス化に取り組んでおりますけれども、事業系につきましても、いわゆる中小業者さんを対象にいたしまして、そういった事業系のバイオガス化も含めた取り組みを積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○百瀬委員　ぜひ一緒に組み込んでいただきたい。と申しますのは、今までずっと出ていた例で、産業廃棄物という形での均一性の大量に出る食品残渣の利用は非常に好調のようですが、いろいろな種類の食品が混合してしまうスーパーマーケットやレストランの食品残渣の有効利用されることがなかなか難しいので、このシステムには参加できると思います。また、食品残渣は「一般廃棄物」と言う分類で、再生資源としてなかなか理解されない行政が多いようですので、ぜひここで、いろいろな業種を取り入れられた先進事例ということで京都市さんに頑張ってほしいと思います。

○渡邊　わかりました。

○牛久保座長　ほかにございますか。

青山委員よろしくお願いします。

○青山委員　県外の２社を一応誘導されて、ある程度の量がこれらの施設にいくように動いているということですけれども、実際、民間事業であれば、当然、自社でその投資リス

クをとりながら技術開発をし、事業に繋げていくということになります。自治体さんがこの種の事業を行なうという流れの中で、税金を投入していくわけですね。最終的に事業化する際に、そういった経営的な構造自体をいつ頃明らかにしていただけるのでしょうか。それがないと、事業効果、事業を民と官でどう仕分けしていくのか、事業系一廃を含めた料金体系の問題、それに対して税負担をどの程度おこなうのか、民間であれば、当然、料金で全部を賄うわけですね。こうした事業構造を、この事業を展開する中でかなり明らかにしていただけるような方向にあるのでしょうか。それとも、そこはブラックボックスのまま今後とも動くのでしょうか。

○渡邊　御指摘いただきましたとおりだというふうに考えておりますけれども、当然税を投入してこういう施設を建設していくわけでございますから、一定、市民の方の御理解をいただける範囲の中で対応していきたい。ただ、行政が取り組む施設でございますから、そういう利潤の追求と申しますか、それだけではなくて、事業として成り立つ以上に、我々京都市としましてはＣＯ2の削減とか、あるいは環境対策で市民の方に御理解をいただけるような対応をとっていきたいというふうに考えております。

○青山委員　そういうお答えで結構ですけれども、結局政策的な効果と、一方でどういうお金を投入しているのかということの両方が提示されないと、評価はできないと思うんですね。その辺をぜひお願いできればありがたいと思っています。多分、これからも、議論は出てくると思いますので、他に先駆けて、こうした試みをされるのでしたら、ぜひその辺をよろしくお願いしたいと思います。

○渡邊　十分に拝聴いたしまして、これから対応していきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

○牛久保座長　どうぞ。

○石川委員　どうもありがとうございます。

　１つ伺いたいんですけれども、南部のクリーンセンターを改修した後、生ごみが日量 60 トンという計画ですね。これはかなり大きいんですけれども、全体は多分カバーできないんじゃないかなと思うんですね。立地としても南側、人口がいっぱい張りついていますけれども、かなり端の方ですから、将来的にもしずっと生ごみは全部やるんだということであれば、ほかに広げるのかなという気もするんですが、その辺の将来展望。今どのぐらい南部ＣＣが回収して、どのぐらいカバーできて、その後どういうふうにお考えかというのを教えていただけませんか。

○渡邊　南部クリーンセンターの改修に当たりましては、家庭系ごみといたしまして、京都市の南部地域大体 150 トン程度の家庭ごみを対象といたしまして、それの４割が厨芥類であるということから、150×0.4 ということで 60 トン規模を想定しております。

将来的なことでございますが、当然既存のクリーンセンターが次々と耐用年限を迎えていく中で、これを全市に拡大することを目指しまして、今後新たに建設をいたしますクリーンセンターにつきましては、こういったバイオガス化の施設を積極的に併設していく方向で検討していきたいなというふうに考えております。

○牛久保座長　ありがとうございました。

環境省

○牛久保座長　では、時間が参りましたので、次に環境省廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課課長補佐の松澤様の方から御説明をよろしくお願いしたいと思います。

○松澤　環境省の廃棄物対策課の松澤と申します。お手元に資料４を御用意させていただきましたので、これに沿って御説明をしたいと思います。

本日は廃棄物問題、主として廃棄物処理法と食品廃棄物のリサイクルについて御説明をするわけですけれども、廃棄物問題を含めまして資料の方を用意いたしてございます。

１枚めくっていただきますと、「廃棄物問題」と書いております紙がございます。いろいろな問題があるわけでございますが、ここでは３点挙げてございます。廃棄物は、リサイクルも含めました処理の中で、最終的にやはり一番考えなければいけないというのは最後の行き場、廃棄物処分場の逼迫というところでございます。この問題を何とか緩和するために、一生懸命量を減らしたり、あるいはリサイクルをして廃棄物とならないようにしていく、そういうことをやってきているわけでございます。一般廃棄物につきましては、残余容量で見ますと 10 年を超えておりますけれども、実は平成 10 年をピークに最終処分場の残余容量というのは減っておりまして、平成 10 年と比べると大体 80%ぐらいのところまで今減ってきております。現に自分のところで最終処分場を持っていない市町村が、これは合併などが進んでいる途中の数字でもありますけれども、大体 3,000 ある自治体で 500 強ぐらいでございますけれども、あるというのが実態でございます。

また、さらに産業廃棄物につきましてはもっと逼迫をしておりまして、残余容量は一般廃棄物より相当低くなってございます。そしてまた、新たにつくる施設につきましても激

減してきているという状況がございます。

こういった特に産業廃棄物について、最終処分場、最終的な行き場が安定的にないということから、次の２番目にありますような悪質な不法投棄などの不適正処理、こういうものが起こっていると。それ以外にも構造的な問題、処理にお金をかけるというインセンティブがなかなか働きにくいという問題もございますけれども、こういった不適正処理の問題が２点目として挙げられるわけでございます。

また、3点目でございますけれども、廃棄物処理施設について近くの住民の方々の不信、あるいは、さらにそれがエリアとしての問題となって、大都市圏と地方の対立というような現象が起きてきてございます。非常に地域に近い目で見ますと、廃棄物処理施設にいろいろな廃棄物が搬入されて、それに伴ってさまざまな悪臭の発生ですとかそういうことも起きるのじゃないかということで、住民の方々が反対をされるケースが多いと。これは上の２番目の不適正処理というのがそもそも結構頻発しておりますというような状況もございますので、廃棄物、そもそもそういうものについては、やってくると大変なことになるのではないかという不信感があるわけでございます。また、当然ながら迷惑施設という問題もあろうかと思います。

そして、そういったものが大都市圏から地方に移動していく、大都会から田舎の方に廃棄物が移動するというようなことが一部ございまして、自治体が組織的にこういったものをストップするというようなことを行政指導でこれまでやられてきているという経緯もございます。

次に、参考に、廃棄物の定義に係る最高裁判決ですとか、一定期間放置をして不法投棄に至ってしまったというケースの地裁の判決が載っておりますけれども、これまた後ほどごらんいただければということで参考までに御用意いたしております。

廃棄物の処理・処分、次の４ページ目でございますけれども、法律は、この廃棄物となった後、排出後に保管ですとか運搬、あるいはリサイクルであります再生、その他の中間処理、最終処分、こういうものを「処理」という言葉で呼んでございます。大体一般的には、こういったフローで廃棄物の処理・処分がなされているということでございます。

これについて廃棄物処理法の中では、次の５ページでございますが、カテゴリーを２つに大きく分けてございます。事業活動に伴い発生する廃棄物と一般家庭から発生する廃棄物がそれぞれあるわけですが、事業活動に伴い発生する廃棄物、主として工場から出てくるようなものを産業廃棄物というジャンルで分けております。それ以外のもの、一般事業

活動に伴い発生する廃棄物で産業廃棄物以外のものと一般家庭から発生する廃棄物、こういうものをごみ、し尿、いわゆる一般廃棄物というカテゴリーで分けております。

産業廃棄物と一般廃棄物の違いでございますけれども、要は産業廃棄物は、出した方に最後まで責任を負っていただくものということで、排出される方がそれについて究極の処理責任を負うというものでございます。他方、一般廃棄物については、市町村がその最終的な処理責任を負うもの、このように御理解をいただければと思います。

次の６ページが、最初に産業廃棄物の管理の体系ということで書いてございます。処理責任は、一番左上にございます排出事業者の方に負っていただくわけですが、これらの廃棄物、中間処理あるいは最終処分というところは、排出事業者の方の手を離れて他人に委託されるケースもございますので、そういった処理を事業として行っている人たち及びそういった施設、ここでの産業廃棄物の取り扱いについて、都道府県知事が監督をしてございます。また、この都道府県知事の監督とあわせまして、排出事業者の方も産業廃棄物の流れ、処理の状況を管理票という伝票で追いかける、それを確認するということを行っていただいております。基本的には、こういう形で適正に処理されることを期待しているわけですけれども、不法投棄といった不適正処分というのがゼロではございません、かなり起こることがございます。その不適正処分の場合についても、都道府県知事が一定の命令、撤去なり処理を適正なものにする命令を出し、それでも片づかない場合には、みずから代執行し費用請求をする、こういった一連の対応もとらなければいけないことになってございます。

こういった代執行をやる場合については不法投棄原状回復基金、これは国と産業界で造成をしている基金でございますけれども、ここから知事の代執行に対して一定の支援がいく、こういう仕組みをつくり上げてございます。

さらに、もともとは排出事業者の方が出したものでございますので、この排出事業者に責任を負っていただくケースでございます。簡単に申し上げれば、排出事業者の方々は、この処理がうまくいくように一定の注意義務があるわけですけれども、そういった注意義務に違反した場合には、特段の法律違反はなくても排出事業者の方に費用請求をする、あるいは措置命令をかけるというような形で、排出事業者の方に最終的な処理責任を負っていただく、こういうような体系を現在とっているわけでございます。

そういうことで、廃棄物の処理はそれなりにコストがかかるわけでございますけれども、黙っていますと、要らないものですのでコストをかけるというインセンティブが働きませ

んから、まじめな排出事業者の方はともかく、そうでない人もいるかもしれませんので、そういった人たちに、こういった仕組みの中できちんとした処理を担保していこうというのが現在やっている取り組みでございます。

これに対しまして一般廃棄物の管理の方でございますが、次の７ページをごらんいただきたいと思います。この一般廃棄物、これは家庭から出るもの、事業所から出るものそれぞれあるわけですが、法律の中では、市町村が処理責任を負いますということになっております。具体的には、処理責任の中身としましては、処理計画をつくる、その計画に従って一般廃棄物の処理を行う、あるいは自分で処理ができないものについては処理業の許可をおろすと。この処理業については、主として収集・運搬が中心だと思いますが、最近は中間処理、あるいは特にリサイクルというものを含めまして業の許可がおりてきているという状況だと思います。

そして、この具体的な処理につきましては、いろいろなパターンがありますけれども、直営、市町村がみずから事業として一般廃棄物の処理を行うケース。先ほどの京都市さんは典型的なケースだと思いますが、そういうケースがございます。それから、最近はＰＦＩ方式ということで特別な法律もでき上がっておりますので、こういった民間の資金と能力、技術力を使うという事業形態も廃棄物の分野では導入が進んできております。

また、特に収集・運搬の分野が多いと思いますが、あるいは容器包装の分別とか、そういったものの選別施設、選別・保管なども多いと思いますが、そういった中間処理も含めまして委託業者の人にやってもらう、こういうケースもございます。あとは許可業者ということで、おおむねこの３つのルートで処理が可能になっております。これらについて最終的に市町村が処理責任を負うというのが、法律上の一般廃棄物の体系になってございます。

次の８ページは、廃棄物処理法の最近の変遷でございます。最初に廃棄物問題のところで申し上げましたように、最終処分場の逼迫、そして不適正処理、そしてまた国民の方々の不信感、こういうようなこともございますので、関係各省の御協力をいただきまして、廃棄物処理法についてはこの間大きな改正をやらせていただいております。

基本的には、適正処理のためのルールの不備を補うような形で、さまざまな制度強化をやらせていただいております。例えばこの表の真ん中にございます排出事業者責任というところをごらんいただきたいと思います。「全ての産業廃棄物についてマニフェスト使用の義務付け」と書いてございます。これは先ほどの伝票、管理票でございますが、平成３年

の改正で、最初に有害な産業廃棄物を対象にこの使用の義務づけというのを開始いたしました。その後、９年の段階では、すべての産業廃棄物を対象としてやっていくと。

さらに 12 年の改正のところをごらんいただければ、同じ排出事業者責任の２つ目の○のところでございますが、「マニフェストにより最終処分がなされたことまで確認する」。こういうことで、管理伝票で出たものが最終的に行く終着駅のところへ無事届いたかというところを伝票上確認するというようなことをお願いしております。ほかは省略させていただきますが、罰則の強化などもあわせてこの間やらせていただいております。

次が９ページでございます。これは一般廃棄物の世界の話を整理してございます。一般廃棄物の処理業許可、これは収集・運搬、中間処理、こういうものを含めたものでございますけれども、それから民間委託、さらに市町村の区域を越えた広域移動の状況について、私どもの持っております統計値をここでは紹介させていただいております。市町村の業務で一般廃棄物処理というのは市町村の処理責任でやっておりますけれども、基本的には委託なりあるいは許可というものがここ５年――ここ 10 年と言っておかしくないと思いますが、ふえてきております。ここでは許可で見ておりますが、許可は、この５年前と比べると 1.5 倍というような状況でふえてございます。この許可の詳細な内訳というのはまだ精査しておりませんけれども、例えば容器包装リサイクル、あるいはこの食品リサイクル法もそうだと思いますけれども、こういったもので基本的に新しくリサイクルビジネスというのが一般廃棄物の世界にも入ってきておりますので、きょうお話のあった加藤商事さんのような事業者の方、なかなか許可を取るのは大変だったと思いますけれども、このような形でリサイクルも含めまして業の許可というのが徐々にふえてきているというのが最近の傾向と言えるのではないかと思います。

また、「資源化目的での自区域外への移動量」というのが隣のグラフに書いてございます。市町村の取り扱っています一般廃棄物は大体今 900 万トン近く、この資源化ということでリサイクルされております。そのうちの約４分の１が、平成 15 年度資源化目的で自区域外に移動しているというのが今の現状でございます。これも５年前と比べますと約２倍近くまで増加しておりますので、最近のリサイクルの進展というのは、自区域内でのリサイクルというのが必ずしもそれで十分というわけにいきませんので、自分の区域を越えて資源化のために移動する、こういったところも徐々に進んできているということが言えるのではないかと思います。

次の 10 ページでございますが、食品リサイクル法については農水省さんと私ども一緒に

やらせていただいております。そういった観点、それから廃棄物全体の行政を環境省で担当しているということもありまして、農水省さんと連携をとりながら、環境省におきましても食品リサイクルについて検討を今行ってございます。本小委員会の委員でもいらっしゃいます石川先生に座長をお願いしています検討会を一つ起こしまして、生ごみなどの食品廃棄物について、廃棄物となることの抑制、リサイクルあるいはエネルギー回収、そういったものの全体像を明らかにして、どういう政策手段、この中には食品リサイクル法という制度も当然中心的なものとしてあるわけですが、それを考えていこうということで昨年の９月から始めてございます。この２月までに５回開催をして、いろいろな議論をいただいているところでございます。一応私ども、夏ごろの取りまとめを目指して検討会で議論をお願いしようというふうに考えております。

特に再生利用を中心にこれまで議論をしてきておりまして、顔の見える関係、トレーサビリティというような点でいろんな委員の方からも御指摘をいただいております。例えば、ここで「顔の見える関係」と書いてございますが、大都市のところで、都市域に食品残渣を排出する店舗がございまして、その近郊に飼料化を行う工場、「飼料化事業者」と書いていますが、ここでリサイクルをして、さらにその外側周辺の農家の方に使っていただいて、その農産品を再び店舗で使う、こういった関係。これはいろいろな地域的なサイズが考えられると思うんですけれども、そういうものについていろいろ熱心に御議論をいただいているというのが一つございます。

それから、トレーサビリティというのはいろいろな意味があると思うんですが、この検討会で議論になっておりますのはフードチェーンに戻すということなので、重金属を初めとします有害物質の混入を防ぐ仕組み、あるいはリサイクルされたものが最終的にきちんと利用される、そういうものを確保する仕組み、そういうものが議論の大きな柱になってきているという状況がございます。それから、今後はこのリサイクルだけでなく、食品廃棄物をできるだけ出さないようにするいわゆるリデュースの部分につきましても、検討をお願いしていこう、議論をお願いしていこうというふうに考えてございます。

私どもとしましては、現行法制度あるいはその実態を踏まえながら、廃棄物になることの抑制、リサイクル、エネルギー回収、適正処分、こういったものをトータルで検討して、農水省さんとも連携していい仕組みを目指していきたいというふうに思っております。

最後に、私ども廃棄物対策課では特に市町村のごみ処理行政を担当しておりますので、その中で交付金制度を運用しております。それの御紹介をいたしたいと思います。「循環型

社会形成推進交付金制度」というのを平成17年度から私ども開始をしてございます。それまではいわゆる施設整備の補助金ということで、施設整備単位ごとに補助をするシステムだったんですが、この交付金では地域計画、「循環型社会形成推進地域計画」という名前になっておりますけれども、この地域計画でさまざまな事業、施設整備を含めた事業を計画していただいて、その中で施設整備分について一括で交付金を交付する、そういう仕組みに転換を図ってございます。

基本的に応援の度合いというのは３分の１でございますけれども、先進的なモデル施設としまして、先ほど京都市さんからもお話ありました高効率なメタン回収プラントについては、応援度を２分の１に高めてやっていくということで、この制度を我々は進めていこうと思っております。廃棄物の世界、実はＰＦＩ事業というのがそれなりに進んでおりまして、この交付金はＰＦＩ事業も市町村と同様に応援をするという形をとっております。廃棄物分野のＰＦＩ導入、これは自治体のＰＦＩの１割を占めております。

次の漫画でございますが、イメージといたしましては、先ほどの京都市さんのお話にもありましたように、京都市さんのは１つの市で計画をつくられておりますけれども、ある一定のエリアでさまざまな施設、リサイクルなりエネルギー回収のための施設整備を計画されて、この計画全体について応援をするということでございます。その中で、特に柱としてバイオマス関係の施設があるというふうに私どもは考えております。

一番最後でございますが、これは17年から開始しておりますので、地域の実際の整備事例なども簡単な絵にまとめてございます。また、従来の補助金と何が違うのかということで、これまでは施設ごとに補助金というものを交付させていただいていたわけですけれども、この交付金制度ではこのあたりを地域計画、いわゆるマスタープランでございますけど、そこで全部束ねて一本化をする、そういう形で自治体がより使い勝手のいいようにしていこうというものでございます。

以上でございます。

○牛久保座長　ありがとうございました。

それでは、御質問がありましたら。

百瀬委員、よろしくお願いいたします。

○百瀬委員　貴重な御指導ありがとうございました。

９ページの「一般廃棄物の広域移動」とあるのは、廃掃法の一般廃棄物ですね。これは、私ども小売業の食品リサイクルが進まない一つの要因である「同一市町村を越える移動が

できない。」ということなのですが、例えば堆肥場に再生利用したい原料を、チェーンストアが何店舗かで実施しようと運ぼうしても、市町村ををまたいだ場合、排出する市町村、搬入される市町村の方が、許可を出すことがなかなか難しいということで結論を出していただけないのです。これについて私どもが切実に思いますのは、だれがだれに対してどういう許可、もしくは承諾を得れば、食品残渣を市町村を越えて移動できるかを明確にして欲しいということです。これはいかがなものでしょうか。

また、今まで結構登録再利用事業者というのは認定されているのですが、再生利用計画を認定されたというのは聞いたことがございません。私どものチェーンストア協会会員でも随分それを目指しているのですけれども、なぜ一件もまだ承認されてないのかということが知りたいのです。

３つ目に、一番最初からお願いしていることで、魚あらのリサイクルは全国的に実施できていると思っていたら、自社で調べてみたところ、全く魚あらがリサイクル資源として認められず、「一般廃棄物ですから焼却するしかありません。」とされている行政が割に多いことが解りました。ところが、農水省の御意見をお聞きしますと、「魚あらというのはリサイクルしていたと思っていた」ということがありました。

魚あらは一般廃棄物という本当にごみなのか、それともきちんと利用できるような再生資源なのか、どちらにお聞きしたらいいのかを教えていただければありがたいと思います。

○松澤　最初に、食品リサイクルを推進する仕組みとして食品リサイクル法があるかと思いますが、今御指摘もありましたように登録再生事業者については、これは第１回の農水省さんの資料の中に非常にわかりやすい絵があったと思うんですけれども、集荷するところの許可があれば、登録再生事業者のところに持っていく、おろし先の収集・運搬の許可は要らないという特例を、食品リサイクル法と廃棄物処理法で連携して食品リサイクル法の中に設けておりますので、現実問題は、委員が言われましたように、実際には出す側の市町村が、この制度とは別にいろいろな考え方を持つということはあると思いますし、それから、登録再生事業者が現にいる受け手側の市町村、こちらの側も当然いいというケースもあると思うんですけれども、市域外から来るものについては抵抗感があると、そういうケースはあるだろうと思います。今、制度上は、集める側の許可があれば、登録再生事業者ということで一定の食品リサイクル法で登録されて、再生利用が確実だというところに持っていく場合には受け取り側の許可は要らないと、こういう制度的に物を流れやすくするような特例を設けているということだと思いますので、基本的には集める側の市町村

が許可をするということだろうと思います。

あとは登録再生事業者、これは受け取る側ですけれども、登録再生事業者、一般廃棄物の中間処理業、あるいは産業廃棄物の中間処理業の許可を取られることになりますので、そこの許可のところで受け取り側の市町村も、登録再生事業者になるかどうかは別として、リサイクルをする工場についての許可を出すと、こういう関係になっているということでございます。

２つ目の食品リサイクル法の登録再生事業者ともう一つ再生利用の計画の認定の仕組みがございますけれども、私どもは廃棄物処理法を担当しておりますけれども、一応その登録再生事業者と再生利用の計画とで廃棄物処理法の特例というのは同じものにしております。そういう意味で、もしかするとこの食品リサイクルの仕組みを活用する上で、登録再生事業者というものと比べて、リサイクルする側から見れば、その再生利用計画というのは少なくとも廃棄物処理法上はイーブンになっていますので、メリットがないという御感想をお持ちなのかもしれない。この辺、私ども直接は伺ってないのでわかりませんけれども、実際に中間処理業の許可を取ってリサイクルをされる企業の方から見ても、実際は出す排出側の人たちが利用側でも引っ張るという仕組み自体は、本来は非常に望ましいと、事業をやる上でも安定化していいのではないかなというふうに思いますので、そういう意味で、法律の特例措置が同じだから再生利用計画にメリットが出てなくて使われてないと、それだけではない別の原因もあるんじゃないかなと。本来はそういった特例措置はおいて、両方の仕組みを見れば、再生事業をやろうとする企業の人たちから見ると、計画の輪ができる仕組みの方がリサイクル事業者の人たちにとってみれば経営安定なので、私から見れば、そっちの方がビジネス的にはいいんじゃないかと思いますので、もっと出てきておかしくないのかなと思っています。そこはうまくいかない――うまくいかないといいますか、まだ結果が出てないということだと思いますので、それはどういうところに原因があるのかというのは、我々も農水省さんと一緒に考えていかなきゃいけないなと思います。

それから魚あらのリサイクル、これは発生源である魚市場といいますか、そういうところで基本的にもし施設ができれば、リサイクルできる廃棄物なのではないかなと我々も思います。それがどうしてうまくいってないのか、これは結局リサイクルをする拠点が十分でないということが物理的な原因じゃないかなと思います。リサイクルする工場がないということなんじゃないかと思いますが。

○百瀬委員　私どもチェーンストア協会の会員店舗では、一軒スーパーから毎日 100 キロ

から200キロぐらいの魚あらが出ます。それを何とかリサイクルしたいと考えているのです。そのときに、県内にリサイクル工場がなかった場合、隣の県に持っていってはいけないのかということなのです。それが今できない状況です。要するに「一般廃棄物だから燃やしなさい」という見解なのか、それとも、一般廃棄物産業廃棄物いずれも域外、県外に持ち出すことができないということなのか、そのあたりが私どもはわかりませんし、また行政は、受け入れる方でも出す方でもなかなか答えを出していただけないのです。

○松澤　法律上は施設の許可をおろして、食品リサイクル法の特例を活用して、県外にもし魚あらのリサイクル工場があれば、例えば岐阜県から愛知県の魚あらのリサイクル工場に運ぶということは制度としては可能なわけですね。ところが、それができないというのは、私、その地域のそのケースでどういうことが問題になっているのかお話を伺ってないので何とも言えませんけれども、我々から見ますと、一種の地域ルールなり自治体の意向というのがあるんだと思います。そういうものは、食品リサイクルの制度についてこの小委員会でも御検討されていますし、私ども環境省でも検討しています。そういう形で、結局、食品廃棄物のリサイクルというものはどうあるべきかということを国から市町村あるいは都道府県に提示をしていく中で、例えば市町村の区域を越えた広域的なリサイクル、あるいは場合によっては県の区域を越えたリサイクル、そういうものも現に今やられているところもございますので、そういうものが広がっていくということになるんだろうと思います。

　そのためには、やっぱり自治体の方に、食品の残渣のリサイクルというのは何のためにやっているのか、どういう意義があるのかということを十分わかっていただいて、その上で、やっぱり自治体の方は説明責任を恐らく議会の方ですとか地域の事業者の方、住民の方に対して負っていると思いますので、それを進める大義名分というのを我々なり市町村あるいは都道府県の方に、農水省さんともよく相談して提示できるようにする。とりあえず、まずそういうことが重要なのかなというふうに、今先生の御指摘を受けて考えているところでございます。

○牛久保座長　ほかにございますでしょうか。

　では、石井委員。

○石井（邦）委員　各市町村で平成18年から５カ年の一般廃棄物処理計画を策定していると思うんですが、現在の５カ年計画、13年から17年の間の計画を盾に、その市では例えば容リ法もしくは食リ法の施設を想定してなかったから、業の許可を出せないという市町

村が結構ありました。ですから今回、国及び県の方で、各自治体が今一般廃棄物処理計画を策定している最中だろうと思いますので、ぜひその辺の指導をしていただきたい。５年間またそういう話になりますと、こういう循環型社会の必要なインフラがとまるというようなケースが考えられますので、ぜひ環境省さんの方での御配慮をお願いしたいと思います。

○松澤　最近は、国の行政より多分地方行政の方がスピーディーに動いていると思いますので、隣のまさしく石井専務がそのあたりは御存じだと思います。私、必ずしも硬直的に、計画が５年だから５年間は１ミリも動かないんだというところはどんどん少なくなってきていると思います。むしろそういう計画について、例えば容器包装リサイクル法の分別収集計画あるいは再商品化計画も、たしか５年計画で３年見直し、こういう形になっていると思いますので、そのあたりは、市町村もむしろ国よりもスピーディーに住民の方のサービスへの要請にこたえていこうということで基本的にはやられていくんじゃないかと思います。それを私どももバックアップしていきたいと思いますし、特に今回、一緒にこの食品リサイクル制度について農水省さんと連携をとりながら見直しをするというのは、一つのそういったいい機会になるんじゃないかと考えています。

志澤委員よろしくお願いします。

○志澤委員　10ページに「食品リサイクルに関する環境省における検討状況」というのがありますけれども、「顔の見える関係」という、私は畜産をやっておりまして、先ほどのリキッドフィーディング関係を推進しているんですけれども、たびたび議論の中で、要するに食品残渣を本当に飼料化しているというのは、飼料化しているものがはっきりしていれば、それは資源であると。資源であれば、要するに廃棄物ではないというような位置づけを何かここで考えておかないと、先ほどの話もありますけれども、リサイクルという要するに資源としての有効活用が阻害されることが多くなるのじゃないかなと思うんですね。それはなかなか見直しが大変だろうと思いますけれども、現実に許認可を取ろうとしても、なかなかその中間処理、あるいは登録利用事業者――利用者は登録事業者の認定を受けなきゃいけないんですね。受けるとなると、畜産は中間処理業じゃないわけですから、正式な許可として取らなきゃいかん。これを取るには１年、２年かかるわけですね。こんなことをしていたら――食品リサイクル法という部分の見直しの中でこのことを検討いただければ、もう少し資源としての有効活用が進むと思うんですね。先ほどのリキッドフィーディングなんていうのは、まさにそういうことと一緒になると思うんですね。

ですから、顔の見えるというのは大事ですし、できたものをまたもとに戻すというリサイクルを推進する意味でも、資源として活用しているのであれば、それは資源としての見方、廃棄物じゃないということは、ぜひ考え方としてそういうふうに見ていただければ、もっと有効活用が進むんじゃないかと思うんです。

○牛久保座長　関連質問でしょうか？

○青山委員　質問というよりは要望なんですけれども、再利用を進めるという意味で今のようなながれがあるわけですね。一方で、廃棄物処理法という法律は非常に重要で、非常に罰則の厳しい制度になってきているわけですね。例えば、廃棄物処理法的な観点から違反した場合には、違反した再生利用業者も、指名停止とか廃業まで厳しい対応ができるようにする。再利用業者としての許可をできるだけ出せるような方向で対応する一方で、罰則面では廃棄物処理法に準じたような罰則がないと、非常に片手間な話になっていく。この問題は、多分農水省さんと環境省さんにうまく連携していただかないと難しいと思います。ぜひ検討の俎上に、石川委員も環境省側での座長をしておられるので、よろしくお願いいたします。

○松澤　志澤先生の御意見、いろんなところからお伺いしています。そもそも廃棄物から外すべきだということですね。それについては私ども、確かに資源として使えるということは事実だと思うんですが、一方で、これを放置すれば、いろいろな環境上の問題が起きてくるわけでございます。この私の資料の３ページの参考のところをごらんいただければと思うんですけれども、これは非常に不幸な事例だと思うんですが、岐阜地方裁で、本来は飼育牛の飼料ということでいろいろな食品残渣を引き取って、これは実際は購入していたんだと思いますけれども、途中から経営が不調になってこういうものがはけなくてなってしまって、放置をして大変なことになってしまったという事態でございます。

現在、食品リサイクルの仕組みの中で、たしか約 80 社から 70 社の登録再生事業者の方が登録を受けて、食品リサイクルの確実なリサイクルというのが立ち上がってきていると思います。そういう意味でも、今は御苦労されて実力のある方が事業をきちんとやられていますので、そういったところというのは、やはり一定の廃棄物処理法のような仕組みで我々は確保していくことが重要なのではないか。廃棄物でないということにしちゃいますと、そこのところが廃棄物処理法の規制もかからなくなりますので、問題があるんじゃないかというのが今の我々のポジションでございます。

ただ、いろいろな御意見が、実際に広域移動が難しいとか一般廃棄物処理業の許可がお

りにくいとか、そういう問題もございますので、我々が石川先生に座長をお願いしていま環境省の検討委員会の中では、システム全体について検討することにしておりまして、御指摘のような問題についても、この検討委員会には例えばセブン-イレブンの山口さんにも御参画いただいていますし、伊藤委員にも御参画いただいていますので、こういった検討会の場では、基本的には、議論はいろんなものについてドアが開かれた状態で検討していくことにしております。まず、それに当たって、リサイクルを含めまして食品廃棄物の３Ｒ、処理について、どういう全体像がいいのかということを検討していただいています。その上で、どういった応援手段、あるいは物によっては規制的なものを強化しなければいけないものというのもあるのかもしれませんが、そういう政策手段について検討していこうということにいたしております。そういったところで合理的な議論というのを私どももさせていただきたいと思っております。

○牛久保座長　時間が来ておりますけど、あと５分ほど延ばさせていただきます。

私の方から質問をさせていただければと思うんですが、これは石川先生に伺った方がいいのか環境省さんに伺った方がいいかわかりませんけれども、生ごみの３Ｒ処理についての検討会を開催されているということですが、そこで、廃掃法を含めたその他多方面にもいろんな議論が及んでいると思いますが、廃棄物は資源であるかということを含めて我々のこの委員会の議論と並行的にやられ、本年の夏ごろの取りまとめを目指してということとお聞きしましたが、こちらの小委員会方がある程度議論が先行して、食品リサイクル法に絡む議論が終了したとしますと、両者間に整合性がとれないような状況になったときに、そこをどういうふうに食品リサイクル法との関連性を持っていかれるのか。ですから、相互のタイムスケジュールの問題もあると思います。ですから、食品リサイクル法のこの小委員会にどのように反映できるかというのは非常に大きな問題だと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○松澤　まさしくこれは事務局同士でといいますか、農水省さんと私どもで実際いろんな食品リサイクルの制度についてミーティングも持っていますので、そういった場でよく相談をさせていただきたいと思います。

○牛久保座長　例えば「顔の見える関係」というのは、これは先ほど御質問の中にもありましたけど、登録再生利用事業計画そのものだと思うんですね。要するに排出者があって、処理のサイドがあって、それから利用者サイドということなので。ですから、「顔の見える関係」は、これを読みかえた言い方だというふうに思うんです。例えばそういう手法の問

題についても、相互にどう反映できるかということは大きなかかわり合いがあるということで、そこら辺のすり合わせが十分いかないとちぐはぐさが生じる可能性があります。そこら辺のところはお互いに十分に心得てというふうには思っておりますけれども、その辺のところをよろしくお願いしたいと思います。

○西野食品環境対策室長　そこのところは、私どもも松澤さんのところと十分調整をとって、環境省さんとやっていきたいと思います。

○牛久保座長　よろしくお願いしたいと思います。

　それでは、ちょっと時間の配分がずれ込みまして時間がオーバーしておりますけれども、本日、お越しいただいた方には総括的な御質問があろうかと思いますが、時間がありませんので、先ほど申し上げましたように、もし質問がございましたら質問用紙にお書きいただいて、御提出をいただければというふうに思います。

その他

○牛久保座長　では、時間になりましたので、事務局から次回以降の日程について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○枝元食品産業企画課長　長時間にわたりまして貴重な御意見、また御説明、ありがとうございました。

　今後のスケジュールでございますが、第６回目は３月の中下旬に予定したいと考えております。第６回は、これまでの議論、きょうまでお聞きしたお話等踏まえて論点を整理していきたいというふうに思っております。具体的な日程につきましては、また各委員の方に御連絡、御相談させていただきます。よろしくお願いいたします。きょうはありがとうございました。

○牛久保座長　どうもありがとうございました。

閉　　会